

	平成 25 年 6 月 5 日	環政経発第 1306051 号
一部改正	平成 26 年 3 月 20 日	環政経発第 1403204 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日	環政経発第 1504011 号
一部改正	平成 29 年 4 月 1 日	環政経発第 1704015 号
一部改正	平成 30 年 3 月 30 日	環政経発第 18033014 号
一部改正	平成 31 年 3 月 15 日	環政経発第 1903151 号
一部改正	令和 2 年 3 月 26 日	環政経発第 2003261 号

地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱を次のとおり改正する。

令和 2 年 3 月 26 日

環境大臣 小泉 進次郎

地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）
交付要綱

（通則）

第 1 条 地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第 2 条 補助金は、地域において地球温暖化対策のための事業を行う者を出資（劣後特約付金銭消費貸借による資金の貸付け（劣後特約付社債の引受けを含む。）を含む。以下同じ。）により支援することにより、地球温暖化対策のための投資を促進し、二酸化炭素の排出削減を推進するための基金（以下「地域脱炭素化出資事業基金」という。）を造成することを目的とする。

（交付先）

第 3 条 補助金は、非営利型法人（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 2 条第 9 号の 2

に定める一般社団法人・一般財団法人)その他の非営利法人(補助金に対して法人税が課されることとなる法人を除く。)であって、公募により選定された者に対し、その申請に基づいて交付する。

(交付の対象)

第4条 補助金は、前条の規定により補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が地域脱炭素化出資事業実施要領(平成25年6月5日付け環政経発第1306052号(以下「実施要領」という。))2.に定める事業(以下「基金事業」という。)を実施するための地域脱炭素化出資事業基金を造成する事業(以下「補助事業」という。)を交付の対象とする。ただし、別紙暴力団排除に関する誓約事項に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(交付額)

第5条 補助金の交付額は、定額とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1による交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、環境大臣(以下「大臣」という。)に提出しなければならない。

- 一 定款
- 二 過去3年分程度の事業報告及び決算報告又は事業計画及び収支予算
- 三 地域脱炭素化出資事業基金の管理・運用の方法及び実施体制を明らかにした書類

(変更交付申請)

第7条 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、様式第2による変更交付申請書を大臣に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第8条 大臣は、第6条及び前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定を行い、様式第3による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、大臣は、申請の内容が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、交付決定をしてはならない。

- 一 申請者が、基金事業を的確に遂行する技術的能力及び管理体制を有すること。
- 二 申請者が、民間事業者等(金融機関を含む。)による地域における地球温暖化対策のための事業への投融資の拡大等のため基金事業に係る普及促進を行う能力を有すること。

(交付の条件)

第9条 補助事業者は、前条の規定によって交付を受けた補助金により、新たに地域脱炭素化出資事業基金を造成するものとする。ただし、当該補助金のうち、過年度に造成した地域脱炭素化出資事業基金（以下「過年度基金」という。）に係る出資案件の管理等のために交付を受けたものは、それぞれの過年度基金に積み増すものとする。

2 補助事業者には、補助事業完了後においても従うべき事項として次の条件が付されるものとする。

一 補助事業者は、様式第4により基金事業等（過年度基金に係る事業を含む。以下同じ。）に係る運営及び管理に関する基本的事項（基金の名称、基金の額、国費相当額、基金事業等の概要のほか、基金事業等を終了する時期、基金事業等の目標、出資の対象の選定に当たっての申請方法、申請期限、審査基準、審査体制）について、補助事業完了後又は第三号に規定する報告を大臣に行った後速やかに公表しなければならない。

二 補助事業者は、基金事業等の対象事業の事業計画期間が10年を超える場合（超えることが見込まれる場合を含む。）にあつては、大臣に協議の上、前号の公表において、基金事業等を終了する時期として、当該事業計画期間に即した時期を設定することができるものとする。

三 補助事業者は、基金を廃止するまでの間、毎年度、年度末における基金の額及び基金事業等の実施状況を様式第5により翌年度6月30日までに大臣に報告しなければならない。

四 補助事業者は、前号の報告等に基づき基金の額が基金事業等の実施状況その他の事情に照らして過大であると大臣が認めた場合又は大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、速やかに、大臣の指示に基づき、交付を受けた補助金等の全部又は一部に相当する金額（基金事業等において生じた果実を含む。）を国に納付しなければならない。

五 補助事業者は、前四号に掲げるもののほか、この補助金等の交付の目的を達成するため、実施要領に定めるところにより、適正な基金事業を実施し、基金を運用しなければならない。

(申請の取下げ)

第10条 補助事業者は、第8条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、第6条の規定による補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面をもって大臣に申し出なければならない。

(補助事業等の中止又は廃止)

第 11 条 補助事業者は、補助事業又は基金事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、大臣の承認を受けなければならない。

(補助金の請求)

第 12 条 補助事業者は、第 8 条第 1 項の規定により交付決定の通知を受け、補助金の支払を受けようとするときは、様式第 6 による支払請求書を大臣に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき又は第 11 条の規定に基づく補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、補助事業を完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日（以下この条において「補助事業完了日」という。）から起算して 30 日を経過した日又は補助事業完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式第 7 による補助事業実績報告書に、地域脱炭素化出資事業基金に係る金融機関の預金残高証明書その他の地域脱炭素化出資事業基金の払込み及び保有の状況が明らかとなる書類を添えて、大臣に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 大臣は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、当該報告の内容を審査し、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 8 による交付額確定通知書によりこれを補助事業者に通知するものとする。

2 大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、補助事業に要した経費を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、その超える分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。なお、期限までに補助金に相当する額の納付がない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消し等)

第 15 条 大臣は、第 11 条の規定による補助事業又は基金事業の中止又は廃止の申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。ただし、第四号において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。

一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令その他の法令若しくはこの要綱の規定に違反したことにより大臣の是正の指示を受け、その指示に従わないとき。

二 補助事業者が、補助金を他の用途に使用したとき。

三 補助事業者が、補助事業又は基金事業に関して不正、怠慢その他補助事業者たるに

ふさわしくない行為をしたとき。

四 交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業又は基金事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。

五 補助事業者が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

2 大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第 17 条第 1 項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 前条第 3 項の規定は、本条第 2 項の規定に基づく補助金の返還について準用する。

(国庫補助金の返納等)

第 16 条 補助事業者は、基金事業を完了したとき又は第 11 条の規定に基づく基金事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、基金事業を完了した日又は基金事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日（以下「基金事業完了日」という。）から起算して 30 日を経過した日又は基金事業完了日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで、様式第 9 による基金事業実施報告書に、基金事業により実現された二酸化炭素の排出の抑制の状況を示す書類（様式第 9 別紙）を添えて、基金事業の実施結果及び地域脱炭素化出資事業基金の残余の額（地域脱炭素化出資事業基金の運用によって生じた果実を含む。）を大臣に報告し、その指示を受けて国庫に納付しなければならない。

(地域脱炭素化出資事業基金の解散)

第 17 条 地域脱炭素化出資事業基金は、前条の納付が終了したときに、解散するものとする。

(地域脱炭素化出資事業基金の経理)

第 18 条 補助事業者は、地域脱炭素化出資事業基金について特別の勘定を設け、他の事業に係る経理と区分して経理を行い、これを公表しなければならない。

2 補助事業者は、収入額及び支出額を記載して基金の使途を明らかにした収支簿及びその内容を証する書類を整備して、会計帳簿とともに、基金が解散した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。

(監督等)

第 19 条 大臣は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、地域脱炭素化出資事業基金の適切な管理を確保するために必要な措置を命じ、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

(検討)

第20条 大臣は、地域脱炭素化出資事業基金の造成後10年以内に、事業の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、同事業の内容について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第21条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。なお、情報のうち補助事業の遂行に際し知り得た第三者の秘密情報（補助事業者が取得した事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第22条 補助事業者は、別紙の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(雑則)

第23条 この要綱に定める事項については、必要に応じ、大臣が必要な変更を加えることができる。

- 2 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、環境省総合環境政策統括官が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

第2条 本則の規定にかかわらず、改正前の地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（以下「旧交付要綱」という。）の規定に基づき設置された地域脱炭素化出資事業基金については、適正化法、適正化法施行令に定めるもののほか、旧交付要綱の定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月15日から施行する。

附 則

第1条 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

第2条 この要綱による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当団体は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約します。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

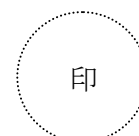
- (1) 団体が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は団体の役員等（代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者という。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金) 交付申請書

令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）の交付を受けたいので、地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1306051号）第6条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

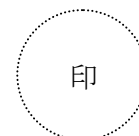
- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業の完了予定期日
- 3 補助金交付申請額 金 円
- 4 添付資料
 - 4-1 定款
 - 4-2 直近3年分程度の事業報告及び決算報告（又は事業計画及び収支予算）
 - 4-3 地域脱炭素化出資事業基金の管理・運用の方法及び実施体制を明らかにした書類

(様式第2)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金) 変更交付申請書

令和 年 月 日付け環政経発第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に関し、
地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成
25年6月5日環政経発第1306051号）第7条の規定に基づき、交付申請の変更について下
記のとおり申請します。

記

変 更 事 項	変更前	変更後	変更理由

(様式第3)

環政経発第 号

殿

令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金) 交付決定通知書

令和 年 月 日付け第 号で交付申請のあった地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金(地域脱炭素化出資事業基金)については、地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金(地域脱炭素化出資事業基金)交付要綱(平成25年6月5日環政経発第1306051号。以下「交付要綱」という。)第8条第1項の規定に基づき、交付決定を行ったので、下記のとおり通知する。

令和 年 月 日

環境大臣

印

記

- 1 この補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。

補 助 金 の 額 金 円

- 2 補助事業に係る実績報告は、交付要綱第13条に定めるところにより行わなければならない。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における交付要綱第10条の規定による申請の取下げをすることができる期限は、交付決定の通知の日から15日以内とする。

(様式第4)

令和2年度地域脱炭素化出資事業基金（年度造成）の状況

基金の名称	
基金設置法人	
基金の概要	<input type="checkbox"/> 取崩型 <input type="checkbox"/> 回転型 <input type="checkbox"/> 保有型 <input type="checkbox"/> 運用型 <input type="checkbox"/> その他（ ）
	<input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> 債務保証 <input type="checkbox"/> 利子助成・補給 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 補てん <input type="checkbox"/> 出資 <input type="checkbox"/> 調査等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
基金事業等の 終了時期	基金事業等の終了予定時期： 新規申請の受付終了時期：
基金事業等の 目標	
申請方法 ・期限	
審査基準	
審査体制	

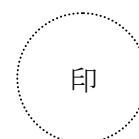
		年度	年度	年度	年度	年度	
基金の額 (単位：円)	収入	国費(補助金等)					
		出資等					
		運用収入 (うち国費見合額)	()	()	()	()	()
		出資回収収入					
		その他収入					
		前年度末基金残高					
		返納額(マイナス)					
		合計 (a)					
	支出	出資額					
		事務費					
		その他					
		合計 (b)					
	基金残高 (a-b)						
		うち国費相当額					
出資の残高 (件数：残高)							

(様式第5)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



令和2年度地域脱炭素化出資事業基金（年度造成）
に関する事業実施状況報告書

年 月 日付け環政経発第 号をもって交付決定され、年 月 日付け環政経発第 号をもって交付額の確定された地域脱炭素化出資事業基金（年度造成）について、地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1306051号）第9条第2項第3号の規定に基づき、年度における事業実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 基金残高

(1) 収入

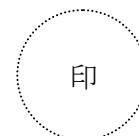
	実績
国費(補助金等)	円
出資等	円
運用収入	円
出資回収収入	円
その他収入	円
前年度末基金残高	円
返納額	円
合 計	円

(様式第6)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金) 支払請求書

令和 年 月 日付け環政経発第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に関し、
地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成
25年6月5日環政経発第1306051号）第12条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 金 円
- 2 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び口座名義

(様式第7)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金)に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け環政経発第 号をもって補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）について、地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1306051号）第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実績概要
2. 補助金交付決定額
金 円
3. 補助事業の完了日（地域脱炭素化出資事業基金を造成した日）
4. 添付書類（地域脱炭素化出資事業基金の保有の状況が分かる書類）

(様式第8)

環政経発第 号

殿

令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金) 交付額確定通知書

令和 年 月 日付け環政経発第 号で交付決定した地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金(地域脱炭素化出資事業基金)については、令和 年 月 日付け第 号の補助事業実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第15条の規定により通知する。

令和 年 月 日

環 境 大 臣 印

記

確 定 額 金 円

(超過交付額が生じた場合)

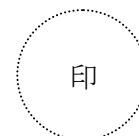
なお、超過交付となった金〇〇〇〇〇円については、適正化法第18条第2項の規定により令和〇〇年〇〇月〇〇日までに返還することを命ずる。

(様式第9)

番 号
年 月 日

環境大臣 殿

住 所
法 人 名
代 表 名



令和2年度地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金
(地域脱炭素化出資事業基金)に係る基金事業実施報告書

年 月 日付け環政経発第 号をもって交付決定を受けた標記補助金に係る基金事業の実施について、地域脱炭素投資促進ファンド事業費補助金（地域脱炭素化出資事業基金）交付要綱（平成25年6月5日環政経発第1306051号）第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 基金事業の実施結果の概要

2. 基金事業の出資先別出資額

(単位：円)

出資先 (対象事業者*))	対象事業**の 内容	出資額		
		前期までの合計	当期分	累計
合計				

* 対象事業を行う事業者をいう。

** 地域における地球温暖化対策のための事業をいう。

3. 基金事業の出資先別収入額

(単位：円)

出資先	対象事業の内容	収入額
-----	---------	-----

(対象事業者)		前期までの合計	当期分	累計
合計				

4. 基金の管理・運用に要した経費

(単位：円)

経費の内容	金額	備考
合計		

5. 基金の運用結果

6. 基金の残余の額

円

(様式第9別紙)

基金事業により実現された二酸化炭素排出抑制の状況

	出資先 (対象事業者)	対象事業名	基金事業により実現された二酸化炭素排出抑制量※1
1			トン
2			トン
3			トン
4			トン
5			トン
6			トン
7			トン
8			トン
9			トン
10			トン
合計			トン

※1. 記入上の注意

1. 「基金事業により実現された二酸化炭素排出抑制量」については、環境省が制定した「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」(以下「ガイドブック」という。)において使用するエクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)により算定した年間のCO₂削減量を記載してください。また、その根拠資料として、同ファイルを添付してください。ただし、ガイドブックに定めのない算定方法については、環境省と別途協議して決定するものとします。

2. ガイドブックによるCO₂削減量の算定に当たっては、以下に留意してください。

①エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」に基づくCO₂削減量を算定すること(「事業による直接導入量」に基づくCO₂削減量の算定は不要。)

②エクセルファイル(「ハード対策事業計算ファイル」)における「事業による波及導入量」及び「エネルギー消費量・供給量の設定」は、具体的なデータを記載することとし、その根拠、引用元を「記入欄」に記載するとともに、その具体的資料を添付すること。

※2. 適宜、行を追加する。